



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

浴室ユニット

Bathroom Units

BLS BU:2017

2018年3月30日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品認定基準

浴室ユニット

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 浴室ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

浴室ユニット

I. 総則

1. 適用範囲

住宅の浴室としての機能を有する室形のユニットで、構造的に自立したもので、かつ洗い場があり、浴槽又は浴槽を設置するスペースを有するものに適用する。

2. 用語の定義

- a) 長寿社会対応浴室ユニット：長寿社会対応浴室ユニットの基準を満たしたものをいう。
- b) 設置空間モジュール呼び寸法：浴室ユニットを設置するために必要な空間の寸法で、水平方向及び鉛直方向を住戸設計のプランニングモジュールに合う値で表す間口、奥行及び高さの寸法をいう。
- c) 器具排水管：排水トラップの下流側に接続する排水管で、排水横枝管に接続するところまでの配管をいう。
- d) 浴槽の保温材：浴槽の保温性を向上させるために、浴槽の外側面に取り付けられたものをいう。
- e) 浴槽エプロン：上縁面から浴槽の下方を覆うためのもので、別に設けたもの、又は浴槽と一体成型された垂下長さが 150mm 以上の部分をいう。
- f) 出入口の有効な幅員：折り戸及び開き戸の建具の厚み（タオル掛け、レバーハンドル等は除く）、引き戸の引き残しを考慮した通行上有効な幅員をいう。
- g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- h) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 浴室ユニットの構成は、表－1による。

表－1 浴室ユニットの構成

構成部品名	構成の別(注)	備 考
床、壁及び天井	●	
出入口扉	●	
出入口扉枠	●	
照明器具	●	
照明器具の電線ケーブル	●	
天井点検口	●	
排水トラップ	●	
器具排水管	●	
器具排水管固定金具	●	
浴槽	○	防水パンと一体化したものを含む。
浴槽ふた	○	
配管接続金具	○	湯水混合水栓に組み込まれているもの（デッキタイプ等）でもよい。
湯水混合水栓	○	1. 湯水混合水栓の性能は、JIS B 2061: 2017（給水栓）によるものとする。 2. シャワーフックを含む。
タオル掛	△	
壁点検口	△	
梁型対応部品	△	
換気グリル	△	
収納棚	△	
鏡	△	
アクセサリ類	△	
給水管、給湯管	△	
浴槽部の保温材	△	
ふろがま用接続枠	△	
追いだき用接続管	△	
換気装置接続枠	△	
窓接続枠	△	
手すり	△	手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり）」によるものとする。
手すり用補強材	△	
非常通報装置	△	
ランドリーパイプ	△	
ランドリーパイプ用フック	△	
単水栓	△	
シャワースライドバー	△	

注) 構成の別

- : (必須構成部品) 住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- : (セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △: (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b) 長寿社会対応浴室ユニットの構成は、表-2による。

表-2 長寿社会対応浴室ユニットの構成

構成部品名	構成の別(注)	備 考
床、壁及び天井	●	
出入口扉	●	
出入口扉枠	●	
照明器具	●	
照明器具の電線ケーブル	●	
天井点検口	●	
排水トラップ	●	
器具排水管	●	
器具排水管固定金具	●	
浴槽	●	防水パンと一体化したものを含む。
手すり (浴槽の出入り用)	●	各種手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準 (歩行・動作補助手すり)」によるものとする。
手すり用補強材	●	
浴槽ふた	○	
配管接続金具	○	湯水混合水栓に組み込まれているもの (デッキタイプ等) でもよい。
湯水混合水栓	○	1. 湯水混合水栓の性能は、JIS B 2061: 2017 (給水栓) によるものとする。 2. シャワーフックを含む。
手すり (浴槽内での姿勢保持用)	△	各種手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準 (歩行・動作補助手すり)」によるものとする
手すり (浴槽内での立ち座り用)	△	
手すり (洗い場での立ち座り用)	△	
手すり (出入口脇設置用)	△	
タオル掛	△	
壁点検口	△	
梁型対応部品	△	
換気グリル	△	
収納棚	△	
鏡	△	
アクセサリ類	△	
給水管、給湯管	△	
浴槽部の保温材	△	
ふろがま用接続枠	△	
追いだき用接続管	△	
換気装置接続枠	△	
窓接続枠	△	
非常通報装置	△	
ランドリーパイプ	△	
ランドリーパイプ用フック	△	
単水栓	△	
シャワースライドバー	△	

注) 構成の別

●: (必須構成部品) 住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○: (セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△: (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

- a) 浴室ユニットの施工範囲は、原則として表-3による。
- b) 長寿社会対応浴室ユニットの施工範囲は、表-3で定める工事のうち、手すり取付のための補強材等の取付並びに手すりの取付については、標準工事扱いとする。(表-3 下線部)

表-3 施工範囲

分類	工事項目	詳細
標準工事	ユニット本体	床、壁、天井及び扉の組み立て工事
	照明器具	基準面より最寄の電気ボックスまでの配線工事。ただし、その接続は除く。
	排水管	基準面内の排水管の取付工事
	水栓	水栓類取付用の穴開け工事
	浴槽※1	浴槽の据付工事
オプション工事	窓接続枠	躯体側のサッシとユニット側の窓接続枠との接合工事
	換気装置類	取付用穴開け、補強工事 乾燥機能付きの場合のランドリーパイプ用のフック取付工事
	手すり	<u>手すり取付のための補強材の取付工事</u> <u>手すりの取付け工事</u>
	アクセサリ類	アクセサリ類の取付のための補強材の取付工事 アクセサリ類の取付工事
	水栓	水栓器具及び配管接続金物の取付工事
	浴槽※1	浴槽の据付工事
備考	※1 浴槽をセットしないで販売する場合	

6. 寸法

- a) ユニットに適用する設置空間モジュール呼び寸法は表-4による。

表-4 設置空間モジュール呼び寸法

間口	奥行	高さ	備考
1700	1200	特に定めない	(注1) 表に示す寸法の範囲は標準とし、上限は定めない。 (注2) 換気扇等の設置寸法、建具の高さ、排水勾配等に支障のない寸法とする。 (注3) 戸建住宅用の場合は、近似する寸法に読み替える。
1800	1300	(注2)	
1900	1400		
2000	1500		
2100	1600		
(注1)	1700		
	1800		
	(注1)		

- b) ユニットの基準面は、ユニットがその内に納まるように、ユニット側で設定し、外形呼び寸法を決めること。外形呼び寸法は、設置空間モジュール呼び寸法より壁厚、躯体の誤差等を減じたものとする。ユニットとその他の部分との接合用部品（出入口枠等）は、基準面を貫いて両側の空間にまたがってもよい。給水、給湯等の配管の立ち上がり部分のスペース、換気ダクトスペース等は建築との調整により設けるものとし、ユニットの基準面内に含めなくても良い。
- c) 高さ方向の基準面は、周囲地盤（G. L）より下にならないように設定すること。ただし、ユニット設置部分の地盤面に湿気防止等の処置がされている場合は、この限りでない。
- d) ユニットの寸法は、外形呼び寸法及び内法寸法を明示すること。間口、奥行の内法寸法は、原則として設置空間モジュール呼び寸法（表-4）に対して 100mm の整数倍を減じた値とし、間口は 1600mm 以上、奥行は 1100mm 以上とする。また、高さの内法寸法は、洗い場床面（平均）から 1950mm 以上とする。
- e) 器具排水管と排水横枝管との接続は、ユニット基準面の位置において行えるものであること。
- f) 窓もしくはふろがま給排気口の位置に対するユニット側調整代は、X, Y, Z 方向についてそれぞれ±10mm 以上の調整ができること。ただし、BF 釜をユニットの壁に直付けする場合は、壁開口穴の許容差とする。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) **浴室内の照度**
浴室内の照度は適切であること。
- b) **各接合部及び点検口の蒸気漏れ**
各接合部及び点検口は、蒸気が漏れないこと。
- c) **各接合部、扉枠の水密性並びに扉からの水の直接飛散防止**
空調用噴霧ノズルを用いて噴霧させた結果、各接合部より外側へは、水漏れ、浸潤がないこと。なお、扉枠内部には水が入り込まず、錠については、中へ入り込んだ水がたまらないものであること。また、扉と扉枠との隙間並びに扉ガラリ部から外部へは、直接飛散のないこと。
- d) **各部の水はけ**
ユニット床部及び浴槽内部は、水だまりがないこと。
- e) **出入口の有効な幅員**
 - 1) 出入口の有効な幅員は、出入りに支障がないものであること。
 - 2) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口の有効な幅員は、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。
- f) **給気**
出入口扉は、機械換気のための給気ができるようになっていること。
- g) **器具排水管の排水性能**
器具排水管は、浴槽排水に十分な管径を有し、勾配は有効にとられており、ユニット本体に固定されていること。
- h) **防水パン等の水密**
防水パン（防水パンと一体化した浴槽を含む。）、出入口扉枠下端と床のシール部及び器具排水管については、水を満たして 30 分放置した後も水漏れが生じないこと。
- i) **給水・給湯管の水密**

給水・給湯管を構成部品に含む場合の給水・給湯管は、漏れが生じないこと。

j) 浴槽及び浴槽ふたの保温

- 1) 浴槽及び浴槽ふたは、保温性を有すること。
- 2) 高断熱浴槽とする浴槽及び浴槽ふたを設置する場合は、高い保温性能を有すること。

k) 浴槽排水栓の止水性

浴槽排水栓は、止水性を有すること。

l) 浴槽グリップ部からの漏水

浴槽にグリップを設置する場合は、グリップと浴槽本体との接続部から漏水のない構造であること。

m) 出入口扉の開閉操作

出入口扉は円滑に開閉できること。

n) 長寿社会対応浴室ユニットの広さ

ユニットの広さは、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。

o) 長寿社会対応浴室ユニット手すり

ユニットの手すりは、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。

p) 浴槽水溢れに対する扉部分の耐漏水性能

入浴時に一定量の溢れ水があった場合でも、出入口扉から脱衣室の床面へ漏水のないこと。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 壁及び選択構成部品の鏡の耐衝撃

壁は、所定の衝撃において使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のはく離が生じないこと。また、選択構成部品の鏡は、同様の衝撃において、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこと。

b) 壁のたわみ

壁は、所定の水平荷重においてたわみが少ないこと。

c) 床及び浴槽の耐衝撃

床及び浴槽は、所定の落下衝撃において変形、ひび割れ、破損が生じないこと。

d) 床の耐鉛直荷重

床は、固定の鉛直荷重において変形が少ないこと、また、ひび割れ、破損、目地の剥離等が生じないこと。

e) 手すり、手すり取付部及び壁パネルの耐水平・鉛直荷重

手すり、手すり取付部及び壁パネルは、所定の水平・鉛直荷重において使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、がたつきが生じないこと。また、手すり取付部は水がかりに対し水漏れがないこと。

f) 手すりの変形

手すりは、引張荷重において、変形が少ないこと。

g) 浴槽の満水時の変形

浴槽は、満水時に変形が少ないこと。

h) 浴槽底面の耐衝撃（人体による衝撃）

浴槽底面は、人体による衝撃において、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。

i) 浴槽底面の耐衝撃（化粧瓶等の落下による衝撃）

浴槽底面は、化粧瓶等の落下による衝撃において、表面のひび割れ、はく離が生じないこと。

j) 浴槽底面の耐載荷

浴槽底面は、所定の垂直荷重において、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。

k) 浴槽上縁面の耐載荷

浴槽上縁面は、所定の鉛直荷重の除荷後に、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離がないこと。

l) 浴槽排水器具の耐引張力

ゴム栓を使用した浴槽排水器具の場合の排水器具は、所定の引張力において各部に変形が生じないこと。

m) 浴槽グリップ部の強度

グリップを設置する場合のグリップは、浴槽本体に堅固に取り付けられていること。

n) 浴槽エプロン面の変形

エプロンがある場合のエプロンは、所定の水平荷重において変形量が少ないこと。

o) 塗装タイプの化粧板及びFRP板の硬さ

塗装タイプの化粧板及びFRP板は、十分な表面硬さを有すること。

p) 各種化粧板の密着性

各種化粧板は、容易に表面層がはがれないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形、加工上の安全性

ユニット各部の形、加工状態は、人体に対して安全であること。なお、見えがかり箇所は、ぼり、めくれ、ガラス繊維の露出、又は鋭利な突起物がないこと。

b) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口の段差

長寿社会対応浴室ユニットの場合の出入口の段差は、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した措置が講じられていること。

c) 洗い場内でのすべりにくさ

洗い場内は、所定のすべりにくい性能を有していること。

d) 浴槽内でのすべりにくさ

浴槽内は、すべることが軽減されるような利用方法、浴槽内のハンドグリップの設置、浴槽底面の工夫など、安全性、利便性を考慮した考え方を明確にすること。

e) 洗い場内での転びにくさ

洗い場全体に使用者がバランスを崩すような傾斜がないこと。

f) 構成部品の落下防止

構成部品の落下により使用者が怪我をするおそれがあるものは、落下防止の対策がされていること。

g) 出入口扉のガラスの破損防止

出入口扉にガラスを使用する場合は、使用者が転倒したときなどに破損のおそれがないこと。

h) 出入口扉の構造

出入口扉は、緊急時に外から開くことが可能な構造で、内締まり錠の場合は、外からの開錠が可能であること。

i) 電気器具・配線の電气的安全

電気器具・配線は、電气的安全を有するものであること。

j) 電気設備の絶縁抵抗力及び絶縁耐力

電気設備は、感電又は火災のおそれがないよう十分な絶縁性能を有すること。

k) 照明器具のグローブ

照明器具のグローブは、通常の使用状態で変形、破損、ひび割れ、焦げつきが生じないこと。

l) 浴槽排水の溢水防止

洗い場は、浴槽排水時に排水トラップ目皿のつまり等があっても溢水しないものであること。

m) 浴槽ふたの安全性

浴槽ふたは、被覆材の透水性、曲げたわみ等、すべり抵抗、落下衝撃及び耐熱性において所定の性能を満たすこと。

n) 長寿社会対応浴室ユニットの安全性

長寿社会対応浴室ユニットの場合は、高齢者等の使用時の安全に対し、以下の性能を満たすこと。

1) 緊急時の救出

出入口扉は、緊急時に外から救出が可能な構造であること。

2) 出入口扉の取手並びに手すりのレール

出入口扉の取手並びに手すりのレールは、握り易いこと。

3) 浴槽のまたぎ部分

浴槽のまたぎ部分は、出入りが安全にできるものであること。

4) 浴槽の腰掛けスペース

浴槽の腰掛けスペースを設ける場合は、安全に浴槽に出入りができること、座位の保持ができること、あるいは、手すりの位置や長さなどを考慮することなど、安全性、利便性を考慮した考え方を明確にすること。

5) 手すりや浴槽の縁の認識のしやすさ

手すりや浴槽の縁は、認識のしやすいものであること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 排水トラップ

排水トラップは、排水管内の臭気や害虫が浴室内に入り込まないものであること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

ユニット内に燃焼器具が設置できるものは、関連法規等に基づく仕様で構成できること。

1.3 耐久性の確保

a) 壁・天井構成部品の交換

壁・天井構成部品は、浴室内部から交換ができること。

b) 化粧金属板、ステンレス板の耐食性

化粧金属板又はステンレス板の場合は、塩水に対し、十分な耐食性を有すること。

c) FRP板の耐酸性

FRP板の場合は、酸性溶液に対し、十分な耐酸性を有すること。

d) FRP板の耐アルカリ性

FRP板の場合は、アルカリ性溶液に対し、十分な耐アルカリ性を有すること。

e) 鋼材、アルミ材の耐久性

鋼材、アルミ材の場合は、防錆、防食の処理を施したものであること

f) 木材の耐久性

- 1) 木材の場合は、防腐、防蟻の処理を施したものであること。
- 2) 木材の場合は、割れ、狂いが生じないものであること。
- g) **その他の材料の耐久性**
その他の材料の場合は、耐酸性、耐アルカリ性を有し、防錆、防食の処理を施すなど耐久性を有するものであること。
- h) **配管の材料**
配管は、耐久性を有する材料のものであること。
- i) **浴槽の耐久性**
浴槽は、長期の温水の使用に対し、表面の変形、ひび割れ、泡、錆、保温材のふくれ・はく離、著しい変退色が生じないこと。
- j) **浴槽の耐酸性[F R P浴槽の場合]**
F R P浴槽は、酸性溶液に対し、十分な耐酸性を有すること。
- k) **浴槽の耐アルカリ性[F R P浴槽の場合]**
F R P浴槽は、アルカリ性溶液に対し、十分な耐アルカリ性を有すること。
- l) **浴槽の汚染回復**
浴槽は、汚染に対し清掃しやすい表面状態であること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 浴室ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 貯水機能 5年

2) 1)以外の部分又は機能 2年

<免責事項>

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象

6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

8 火災・爆発事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

9 消耗部品の消耗に起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理体制の構築等

維持管理体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 内法寸法(幅×奥行×高さ)
- b) 天井点検口位置
- c) 出入口の有効な幅員
- d) 材質
- e) 色
- f) 浴槽容量
- g) 質量
- h) 手すりの設置位置(長寿社会対応浴室ユニット)
- i) 出入口の段差寸法(長寿社会対応浴室ユニット)
- j) 浴槽のまたぎ高さ(長寿社会対応浴室ユニット)

3.2 使用に関する情報提供

- a) 使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書及び保証書が所有者に、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
 - 3) 製品の使用方法

- 4) 使用者が維持管理すべき内容
 - 5) 日常の点検方法
 - 6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
 - 7) 製品に関する問い合わせ先
 - 8) 消費者相談窓口
- b) 入浴時の溢れ水に対する注意事項が、浴槽本体及び取扱説明書に明確にされていること。
 - c) 無償修理保証の対象及び期間をわかりやすく記載した保証書又はこれに相当するものが、所有者に提供されること。
 - d) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明確にされていること。
 - e) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。
 - f) 照明に白熱灯器具を使用する場合は、電球ワット制限が表示されていること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

浴室ユニットの施工について、次の事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（浴室ユニット BLS BU：2017）は、2018年3月30日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（浴室ユニット BLS BU：2016）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施工の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（浴室ユニット）

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（浴室ユニット）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 供給ニーズに合わせた部品の構成の変更

浴室ユニット、長寿社会対応浴室ユニットにおいて、タオル掛けの構成の別を必須構成部品から選択構成部品に変更した。

2. 適切なインターフェイスの表記変更

「照明コード」について、項目名及び長さの表記を変更した。

3. 引用 JIS 規格等の更新

II 基準改正の履歴

【2017年3月31日公表・施行】

1. 引用規格の更新に伴う要求項目の削除

浴槽ふたの安全性において、一般財団法人製品安全協会で定める「プラスチック浴槽ふたの認定基準及び基準確認方法」の「5.安全品質」より①「被覆材の透水性」、②「心材合板の耐水性」、③「曲げたわみ等」、④「すべり抵抗」、⑤「耐熱性」を要求しているが、2007年の改正に伴い、②「心材合板の耐水性」の要求項目が削除された。昨今の市場動向を受け、当該基準でも引用規格の更新を行うこととした。

2. 引用 JIS 規格の更新

【2015年8月31日公表・施行】

1. 免責事項の表現の統一【Ⅱ.2.2.1】

【2014年3月31日公表・施行】

1. 長寿社会対応仕様における構成部品の変更

- 1) 湯水混合水栓のセットフリー部品化
- 2) 窓接続枠を選択構成部品として追加

【2012年12月21日公表・施行】

1. 認定性能の規定化と充実

- 1) 配管接続金具の構成別の変更
- 2) 浴槽及び浴槽ふたの保温の試験方法は、当該 JIS 規格を引用することとし試験内容に合わせた表現に文言を変更

- 3) すべりについて
 - a) 洗い場内のすべりの判断基準の具体化
 - b) 浴槽内のすべりの項目の追加
- 4) 腰かけスペースについて項目内容の変更

【2009年7月31日公表・施行】

- (1) 施工に関する情報提供で工事区分を明確にする旨を追加

【2009年3月31日公表・施行】

- (1) 電気設備の絶縁抵抗試験、耐湿絶縁試験において、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求

【2008年10月1日公表・施行】（一部改正）

- (1) 附則の追記

【2007年11月30日公表・施行】

- (1) 構成部品の湯水混合水栓に対する要求性能の変更
- (2) 浴槽水溢れに対する耐漏水性能について規定化及び情報提供による明示を要求

【2006年10月16日公表・施行】

- (1) 認定基準の性能規定化と充実
 - a) 出入口の有効開口等の表現の統一
 - b) 構成部品から「すのこ」を削除
 - c) 扉枠下端の表現の明確化

【2005年12月28日公表・施行】

- (1) 認定基準の性能規定化と充実
認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化
 - a) 認定基準の性能規定化
 - b) 認定基準の充実
 - i) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加。
 - ii) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実。
- (2) 標準的評価方法基準の制定
- (3) 長寿社会対応浴室ユニットの出入り口の段差の性能に関する規程の変更
- (4) 長寿社会対応浴室ユニットの等級表示の表現の適正化
- (5) 照明器具のケーブルにEEF、CEFを追加
- (6) 構成部品における浴槽及び湯水混合水栓をセットフリー部品に変更
- (7) 様式の変更等

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

- (1) 施工方法の明確化等の変更

【2004年12月1日公表・施行】

- (1) 住宅性能表示制度の評価方法基準の等級5に相当する出入口段差についての判断基準を改正した。

【2000年12月20日公表・施行】

- (1) 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

【2000年10月31日公表・施行】

- (1) 住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更

【1999年8月20日公表・施行】

- (1) 設置空間モジュール呼び寸法の定義の追加とそのルールの変更
- (2) 鏡の耐衝撃の判定基準の具体化
- (3) 手すりの耐鉛直荷重の項目の追加
- (4) 耐湿絶縁性能の追加
- (5) 壁・天井構成部品の浴室内部からの補修かつ交換の規定化
- (6) シャッターふたの材料の規定化
- (7) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口下枠と洗い場との段差に関する規定の変更
- (8) 長寿社会対応浴室ユニットの浴槽またぎ高さに関する規定の具体化